

1. 推進事業

事業費（要望額）	60,000円（うち交付金 60,000円）	都県名	神奈川県
		事業実施年度	令和元年度

現状と課題（※計画地区等における現状を踏まえて、課題を数値等も交えて具体的に記述すること。）

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故により、腐葉土・剪定枝堆肥については、農林水産省通知「農家が自ら生産・施用する有機質土壌改良資材及び腐葉土・剪定枝堆肥の取扱いについて」において、落ち葉、剪定枝等の農業用土壌改良資材から生産する腐葉土及び剪定枝堆肥については、17都県においては新たな生産及び施用をできる限り控えることとされており、現在神奈川県内の農家は、従来利用していた腐葉土・剪定枝堆肥の利用を自粛している状況である。こうしたことから、腐葉土・剪定枝堆肥の利用の自粛は、県が行う環境保全型農業や有機農業の推進に支障が生じているとともに、農産物の生産のために腐葉土・剪定枝堆肥を使う場合、県内の多くの農業者は暫定許容値(400ペクレル/kg)を超えていないことが確認された肥料等を購入しており、農業経営を圧迫している。

原発事故以前は、川崎市では野菜の育苗や畑の土壌改良資材として、農家が自ら集めた落ち葉・剪定枝を堆積して生産した腐葉土・剪定枝堆肥を施用することが過去から継続して行われていたため、こうした地域から早期に落ち葉等有機質資材を利用した腐葉土・剪定枝堆肥の生産が可能となるよう望まれている。

課題を解決するため対応方針（※上記の課題に対応させて記述すること。）

腐葉土・剪定枝堆肥の早期利用再開の課題に対応するため、利用再開に向けた地域での実施体制を確立する。そのために、農林水産省通知「農家が自ら生産・施用する有機質土壌改良資材及び腐葉土・剪定枝堆肥の取扱いについて」に基づいて、計画地域での協議会の設置、指導の実施、生産物検査を実施し、生産物検査結果を踏まえて腐葉土・剪定枝堆肥の利用を再開する。

都県における目標関係

取組名	成果目標	事業実施後の状況				成果目標の具体的な実績	備考
		計画時	実施後	目標	達成率		
落ち葉等有機質資材利用再開支援	落ち葉等有機質資材の利用再開に向けた地域での実施体制の確立	<p>【原発事故以前の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落ち葉・剪定枝を原料とした腐葉土・剪定枝堆肥の野菜の育苗や畑への施用 <p>【被災状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業や有機農業の推進への影響 ・腐葉土・剪定枝堆肥の利用の自粛 ・市販堆肥等の購入による経費の増加 	落ち葉等有機質資材の利用再開に向けた地域での実施体制を確立し、早期の再開に向けた取組みが推進された。（77農家参加）	生産物検査による腐葉土・剪定枝堆肥の利用再開による、環境保全型農業や有機農業の推進及び震災前の農業経営への復帰。（77農家参加）	100%	農林水産省通知に基づく「有機質土壌改良資材等の利用管理計画書」を策定し、本事業の活用により、生産物検査（令和2年2月21日付け農振第2300号検査報告書）等を実施した。当初計画していたすべての農家（77戸）が取組みに参加し、目標達成率は100%となり、腐葉土等の早期利用再開に向けた取組みが推進された。	

事業実施地区数 総合所見

1 地区	腐葉土等有機質資材の利用再開に向けた地域での実施体制が確立され、県の環境保全型農業等の推進が図られるとともに、農家の経営上の負担軽減を図ることができた。
------	--

(注) 1 別紙様式1号に準じて作成すること。
 2 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都県全体の総合所見を記入すること。

(別紙様式2号 別添)

都県内における推進事業取組実施状況一覧表

取組名	事業実施主体名	計画策定時	事業実施後（目標年度）		目標（令和2年度）		事業費（円）	負担区分（円）				目標達成状況 B/A×100	事業主体等による評価結果	都県による点検評価結果（所見）
		被災前22年度	実績値B	事業実績	目標値A	具体的な事業内容（計画）		交付金	都県費	市町村費	その他			
落ち葉等有機質資材利用再開支援	川崎市	落ち葉等有機質資材の利用再開に向けた取組に参加する農家数 0戸	落ち葉等有機質資材の利用再開に向けた取組に参加する農家数 77戸	生産物検査の実施（6点） （令和2年2月21日付け農振第2300号検査報告書）	落ち葉等有機質資材の利用再開に向けた取組に参加する農家数 77戸	生産物検査の実施（6点）	60,000	60,000	0	0	0	100%	落ち葉及び腐葉土の生産物検査の実施により、国が定めた放射性セシウム濃度の基準値を下回ったことから、事前に登録した農業者が落ち葉堆肥等の利用を再開することができた。	農林水産省通知に基づき策定した「有機質土壌改良資材等の利用管理計画書」に基づき、計画的に事業を実施し、目標を達成することができた。
—	—			—								—	—	—

(注) 1 別紙様式1号の別添1に準じて作成すること。

2 「都県による点検評価結果（所見）」には、都県としての事業実施主体ごとの目標達成状況に関する評価を記載するとともに、目標未達成の場合には改善措置の指導の必要の有無を含めた今後の改善指導方策を記載する。